

東北電力(株)新仙台火力発電所リプレイス計画に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成23年5月19日
経 済 産 業 省
原 子 力 安 全 ・ 保 安 院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、東北電力(株)新仙台火力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書について、東北電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 宮城県仙台市宮城野区
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力 : 3-1号 49万kW
3-2号 49万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成19年 2月28日
住民等意見の概要受理	平成19年 4月25日
宮城県知事意見受理	平成19年 7月23日
経済産業大臣勧告	平成19年 8月21日

事業内容変更に伴う再手続き	
環境影響評価方法書受理	平成20年10月21日
住民等意見の概要受理	平成20年12月16日
宮城県知事意見受理	平成20年 2月18日
経済産業大臣勧告	平成21年 4月16日

環境影響評価準備書受理	平成22年 8月24日
住民等意見の概要受理	平成22年11月 5日
宮城県知事意見受理	平成23年 2月 9日
環境大臣意見受理	平成23年 5月 2日

問合せ先：電力安全課 吉田、橘
 電話03－3501－1742（直通）
 03－3501－1511（代表）
 4921（内線）

【東北電力㈱新仙台火力発電所リブレース計画に対する勧告内容】

1. 東日本大震災による影響への対応

(1) 動植物

新仙台火力発電所（以下「本発電所」という。）構内の自然環境については、今回発生した大津波により多くの重要種が消失する一方で、その一部は再生し始めていることが確認されている。したがって、現時点で確認できないものでも一時的な消失である可能性が考えられることから、環境保全措置を予定していた重要種については、今後も可能な範囲でその状況把握に努め、移植や保全等の環境保全措置の実施の必要性については工事実施前に最終的に判断すること。

(2) 温排水

東日本大震災に伴い、本発電所前面海域の地形や潮流が変化し、準備書で行った温排水拡散予測結果に相当程度の影響を及ぼすと考えられる場合には、本事業の供用開始後に海域水温等の調査を行い、必要に応じ適切な環境保全措置を講じること。

(3) 調査結果、環境保全措置の公表

上記の調査結果及び講じた環境保全措置については適切な方法で公表していくこと。

2. 温室効果ガス

(1) 本事業により、本発電所には発電効率の高い発電設備が導入され、温室効果ガス排出削減に資することから、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）管内の電力需給状況を見極めつつ、復旧に支障のない範囲で可能な限り早期の運用開始を目指すこと。また、建設段階においても温室効果ガス排出削減に努めるとともに、更なる省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用等に取り組むよう努めること。

(2) 東北電力が所有する火力発電所の中でも二酸化炭素排出原単位の小さい本発電設備の利用率を総合的な電源運用の中でできる限り高く維持するとともに、他の発電所を含めた全体の稼働分担を適切に行うこと等により、東北電力が供給する電力全体の二酸化炭素排出原単位の一層の低減を図ること。

また、新たに2013年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みが整備された場合には、これを踏まえて二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。